

裁判所における女性職員活躍と職員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組計画

令和8年4月24日
最高裁判所事務総長

第1 目的等

裁判所においては、平成28年度から裁判所特定事業主行動計画を策定し、働きやすい職場環境の整備を進めるとともに、全ての裁判官・職員の「働き方改革」により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するよう取り組んできたところであるが、引き続き、国民の期待に応える司法サービスの一層の充実を図るためにも、多様な人材を活かす方策を進め、性別や家庭事情の有無に関わらず組織全員の力を最大限発揮できるようにすることが必要である。

そこで、令和8年度から令和12年度末までを計画期間とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条に基づく特定事業主行動計画及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく特定事業主行動計画を一体的に策定する。

第2 採用

1 採用について

職員の採用については、現状において、裁判所職員採用総合職試験及び裁判所職員採用一般職試験からの採用者全体に占める女性割合が6割前後を推移している。この割合は採用試験合格者全体に占める割合に見合ったものであり、引き続き、同様の状況となるよう努める。

裁判官の採用については、これまでも性別に関わらず、対象者の能力、適性をはじめとする全ての事情を総合的に勘案して、裁判官としてふさわしい者を最高裁判所において指名してきており、また任命されてきていることから、今後ともこうした努力を続ける。

2 実効性のある広報活動等の推進

(1) SNS（Social Networking Service）やオンライン配信等も活用しながら、職員の性別の偏りなく、募集パンフレット等を取り上げたり、業務説明会等に派遣したりするなど、意欲のある有為な人材を性別に関わらず裁判所に誘致するための実効性のある広報活動を推進する。

- (2) 採用担当面接官をはじめ、採用に関わる職員の意識啓発に引き続き努める。

第3 登用

1 登用について

女性職員の登用については、引き続き、意欲と能力のある職員の登用を進めることとし、女性職員の在職状況を踏まえ、令和12年度末において、係長相当職に占める女性割合を52%、下級裁判所課長・最高裁判所課長補佐相当職に占める女性割合を36%、最高裁判所課長相当職に占める女性割合を25%、指定職相当に占める女性割合を12%とすることを目標とする。

2 職域拡大、計画的な育成等

- (1) 採用時の配置について、引き続き、性別に偏りのないよう配慮する。
- (2) 業務研修、登用に資することを目的とした研修等の実施に当たっては、性別に関わらず意欲と能力のある職員が積極的に参加できるよう、オンライン等の活用を検討することも含め、研修参加の機会の平等な付与に努める。
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に対する不安、育児期間等によるキャリアの中断や職務経験の不足に対する不安など、職員の登用の障害となっている事由をできる限り個別具体的に把握・分析し、その解消に当たってもきめ細やかな対応に努める。
- (4) 職員の意欲と能力の把握に努めつつ、職員に対する職務経験の付与に当たっては適切な指導・育成を、付与後においては必要な支援を行い、性別や育児や介護等の事情の有無による偏りのないよう配慮する。

また、管理職員^(*)に対する職務経験の付与時及び付与後においても同様の配慮を行う。

- (5) 意欲と能力のある職員の登用促進に向けて、人事評価制度の活用等による能力・実績主義による適材適所の人事配置の徹底など人材の育成・活用を図る。
- (6) 女性職員の継続的なキャリア形成に配慮し、出産・育児期等の前後や育児期にあって育児時間を取得していたり超過勤務を命じられないような場合でも、本人の意向を考慮して、将来のキャリアアップに必要な職務経験を積ませるなど、女性職員の意欲と能力に応じ

て登用できるよう配慮する。

- (7) 管理職員昇任時を含め、職員に官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより育児や介護等を行うことが困難となる職員がいるときは、引き続き、公平性や適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動を実施するよう努める。
- (8) これまでの人事管理について、性別により登用を阻害する要因がないか、不断の見直しを図る。

3 意識改革

- (1) 幹部職員^(※)から、裁判官及び管理職員をはじめとする全ての職員に対し、女性職員の登用を図る観点から、従来の意識や慣行の改革、女性職員のキャリア形成支援等意欲を向上させる取組の重要性についての明確なメッセージを継続的に発出する。
- (2) 全ての裁判官・職員を対象に、研修や裁判所内ポータルサイトを利用した情報提供等の機会を通じ、女性の活躍に向けた取組を含む、職員の登用に資する取組について積極的に取り上げる機会を設ける。

4 キャリア形成支援

- (1) 研修等の機会に限らず、日常的な業務を通じて、身近な管理職員が部署のマネジメントを行う中で部下職員の主体的な業務遂行を促進し、職員に自ら成長する意識や主体的なキャリア形成に関する意識を持たせるなど職員のより一層の意識啓発に努めるほか、意欲増進等に向けた研修などの実施及びその充実に努める。
- (2) 女性職員を含めた先輩職員の活躍状況や経験談等を紹介したり、多様なキャリアパスを紹介すること等を通じて、採用間もないころから継続的に、将来のキャリア形成について考える機会を付与する。
- (3) ロールモデルとなり得るような女性管理職員をできる限り配置するよう努める。また、職員がキャリア形成に関する悩みやワーク・ライフ・バランスに関する悩みを相談できる環境や体制の充実に努める。

(※) 「管理職員」とは、地方・家庭裁判所の主任書記官、主任家裁調査官、事務局課長補佐相当職以上の職員をいう。「幹部職員」とは、次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長相当職以上の職員及び高等裁判所長官、地方・家庭裁判所長等をいう。

第4 ワーク・ライフ・バランス推進のための働き方改革

1 長時間勤務の是正

- (1) 超過勤務命令の上限に関する措置の導入や適切な勤務時間管理の取組など、長時間勤務の是正が進められていることも踏まえ、幹部職員から、裁判官及び管理職員をはじめとする全ての職員に対し、限りあるリソースを本来の役割・職務に注力できるよう合理的・効率的に業務を行う方向へ職場環境を見直していくことによって、職員が日々の業務における自分の仕事にやりがいを感じ、意欲的に業務に取り組んで成長することでパフォーマンスの向上を図るという、明確なメッセージを継続的に発出する。
- (2) 最高裁判所及び最高裁判所以外の裁判所における管理的地位にある職員以外の職員^(※)の一人当たりの年間超過勤務時間が、それぞれ前年度を下回るよう取り組む。
(※) 「管理的地位にある職員以外の職員」とは、非常勤及び臨時的に任用された職員を除いた職員のうち、管理職手当等を支給される職員以外の職員をいう。
- (3) 働き方改革によるワーク・ライフ・バランス推進の観点から、毎年、積極的な取組を促す契機となるような効果的な取組を集中的に実施する期間を設ける。
- (4) 必要な業務の実施を確保した合理的・効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する取組について適切に人事評価に反映する。

2 業務見直し・効率化

- (1) コスト意識を持って、これまで以上に職場における事務の合理化・効率化に努めるとともに、職場全体の業務の運営状況の把握に努め、適正な事務分配となるよう配慮する。また、必要に応じて、事務処理状況等に応じた人員の確保に取り組む。
- (2) 裁判所における会議、打合せ等に関しては、その効率的運営に努め、勤務時間内に終わることを原則とする。
- (3) 管理職員が行っている業務の見直しや管理業務に対するサポート態勢の充実を図るなど、管理職員が本来の役割・職務に注力し、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう、より一層環境整備を図る。
- (4) 全庁一斉定時退庁日の実施について周知するとともに、職場の実情に応じて定時退庁日を定める等して少なくとも週に1回は定時退庁が可能な環境を整備する。

- (5) 年次休暇について、ゴールデンウィーク及びその他の連休並びに夏季（7月から9月まで）における連続休暇（週休日や休日を組み合わせたものを含む。）の取得を促進する。
- (6) 裁判官・職員が毎月少なくとも1日は「リフレッシュ・デー」として年次休暇を取得できるよう配慮するとともに、年次休暇等取得計画表を活用するなどして年次休暇の計画的な取得に向けた職場環境の整備を図る。

こうした取組を通じて、引き続き、年間20日の年次休暇のうち、裁判官・職員一人当たりの年次休暇の平均取得日数割合を令和12年度まで毎年16.0日（80%）以上とすることを目標とする。

3 働く時間の柔軟化

フレックスタイム制、早出遅出勤務等を活用することにより、裁判所における適切な公務運営を確保しつつ、事情の有無に関わらず柔軟な働き方ができるよう取組を行う。特に、育児・介護等の事情のある職員がその状況に応じて働く時間を柔軟化し、かつ、フルタイム勤務と同様の職務経験を積むことができるよう配慮する。

第5 家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

- 1 性別を問わず、仕事と生活を両立しながら真に協働できる職場を目指し、職場優先の風土や固定的な性別役割分担意識の是正を進める。
- 2 裁判官・職員に対する異動面談等の機会を通じて、家庭事情等本人が有する事情の把握に努める。
- 3 「裁判所職員のための両立支援制度ハンドブック」や「チャイルドプラン」等を活用し、母性保護・健康管理の観点から設けられている諸制度や仕事と育児・介護等の両立支援制度について周知、説明するとともに計画的な取得を促進し、あわせて出産費、育児介護等に関する手当金等の経済的な支援措置についても周知する。

また、育児・介護両立支援制度利用者等の体験談を紹介する等して、各制度の利用を促進する。

- 4 男性の育児への参画を促進するため、令和12年度までに、育児休業については男性裁判官・男性職員の2週間以上の取得率を85%とすること、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については全ての男性裁判官・男性職員が両休暇合計5日以上取得すること、育児のための休暇・休業については、概ね全ての男性裁判官・男性職員が子の出生後1年以内に1か月以上取得することを目標とするとともに、

育児に伴う休暇・休業等の計画的な取得に向けた取組を引き続き推進する。

- 5 管理職員に対し、上記諸制度等や裁判所における取組等についての研修、講習を実施する。
- 6 両立支援制度について、性別を問わず、利用しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、業務分担の柔軟な見直し、育児休業取得職員の代替要員の確保、必要な応援態勢その他の執務態勢の構築に努める。
- 7 同僚の育児・介護等の両立支援制度の取得に際し、業務を分担するなどの周囲の職員による円滑な事務処理に資する行動も把握し、適切に人事評価に反映する。
- 8 育児休業を取得した裁判官・職員の円滑な職務復帰のために、育児休業中に職務関連情報を提供したり、復帰時に改めて研修等を実施したりする等、育児休業中・復帰後を通じた一連のフォローアップ態勢の充実に努める。
- 9 裁判官・職員に官署を異にする異動を命ずる場合において、それにより育児や介護等を行うことが困難となる者がいるときは、引き続き、公平性や適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、本人の家庭事情に配慮した異動を実施するよう努める。
- 10 保育施設の整備等子育てを行う職員の支援方策の充実について、地域における次世代育成支援対策や少子化対策の取組の状況を注意深く見守りながら、裁判所の組織の特殊性や裁判官・職員のニーズ等も踏まえ、裁判所としてどのような取組が可能かを引き続き検討する。

第6 ハラスメント防止等の取組

セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント及びカスタマー・ハラスメントについては、職員の尊厳や人格を傷つけ、職員の心身の健康に影響を与え、職員の能力発揮を損なうものであることから、これを防止し、職員が働きやすい勤務環境を確保する観点から、職員に対する研修等の機会を通じた意識の啓発及び知識の付与、苦情相談体制の充実等、ハラスメントの防止等に関し、必要な措置を講じる。また、セクシュアル・ハラスメントの防止等のための研修については、最高裁課長相当職以上の職員の受講割合を令和12年度まで毎年度100%とすることを目標とする。

第7 女性の健康上の特性に係る取組

多様な職員が心身の健康を保持しながら生き生きと活躍するために、性差・年齢等に応じた様々な健康課題についての、職員の相互理解が必要である。特に女性については、月経、出産等、個人差は大きいもののライフステージごとに特有の健康課題が存在し、これらが職務にも影響を与える場合もあることから、女性職員の健康課題への理解促進に取り組む。

第8 その他の次世代育成支援対策に関する具体的取組

1 子育てバリアフリー

- (1) 子どもを連れた来庁者の実情を踏まえ、改修等の機会に併せ、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置を進める。
- (2) 子どもを連れた来庁者の利用しやすさに配慮し、全ての裁判官・職員が親切で丁寧な対応を行えるよう接遇態度の向上を図る。

2 子どもに関する地域貢献活動

- (1) 児童や学生を中心とした裁判所見学や裁判傍聴の企画を充実させるとともに、子どもを対象とした広報活動を行う。
- (2) 専門分野を活かした講演等を行うことを目的とした裁判官・職員の小中学校等への派遣を積極的に行う。
- (3) スポーツや文化活動等の子どもに関する地域活動や防犯活動等に裁判官・職員が積極的な参加ができるよう環境整備に努める。

第9 推進体制

1 裁判所特定事業主行動計画策定・推進検討会

最高裁判所に置かれた裁判所特定事業主行動計画策定・推進検討会において、毎年度1回、行動計画の取組状況や目標の達成状況等のフォローアップを行う。

また、行動計画の推進に関する事務の中核を担う者として、裁判所特定事業主行動計画推進担当者を最高裁判所及び高等裁判所に置く。

2 行動計画のフォローアップ及び公表等

行動計画に基づく取組の実施状況について、毎年度1回公表する。